

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和7年6月30日

奈良県知事 山下 真

1. 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度奈良県産農産物等輸出先国としてのシンガポールの有望性評価委託業務

(2) 業務の目的

本事業は、県産農産物等のシンガポール市場の販路開拓の可能性を把握するため、現地小売店、飲食店等でのテスト販売を実施する。また、現地の飲食店に向けた喫食機会の創出を行う。これらの取り組みを通して、シンガポール国内における現地ニーズを把握し、県産農産物の販売ターゲットを明確にするとともに、輸出先国としての有望性を検討する。

(3) 業務内容

- ① 県産柿のテスト販売
- ② 県産イチゴの飲食店等での喫食機会の企画とニーズ調査
- ③ 事業者との調整と必要物品等の調達
- ④ その他

(4) 業務の仕様等

上記業務の仕様については、別途配布する「令和7年度奈良県産農産物等輸出先国としてのシンガポールの有望性評価委託業務」業務説明書のとおり。

(5) 契約期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

(6) 委託上限額

2,742,300円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2. 参加資格

この委託業務における受託者募集に参加できる者は、業務の趣旨を十分に理解し、円滑に遂行できる単独事業者で、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 奈良県における物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目Q5（広告・イベント業務）、営業種目Q7（役務の提供・諸サービス）のいずれかに登録されている者であること。なお、新たに入札資格を得ようとする者は、参加表明書の提出時までに資格者の登録申請を終えていることを条件とする。
- (2) 令和2年4月1日から令和7年3月31日までに国、地方公共団体またはこれらを構成員に含む任意の団体、公共的団体等が発注し、完了した農産物の海外でのテスト販売あるいはプロモーション業務の実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 奈良県の入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法（平成

- 16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (7) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
 - (8) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人でないこと。
 - (9) 役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
 - (10) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
 - (11) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
 - (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
 - (13) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

3. 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の企画提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 企画提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 企画提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

4. 業務説明書の配布

- (1) 配布期間 令和7年6月30日(月)から令和7年7月7日(月)午後5時までの間に下記担当部署または奈良県豊かな食と農の振興課ホームページから入手するものとする。ただし、担当部署における配布は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、奈良県の休日(平成元年3月31日奈良県条例第32号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。
- (2) 担当部署(書類の提出先および問い合わせ先)
奈良県 食農部 豊かな食と農の振興課 販売・流通係
TEL 0742-27-5427
住所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地

5. 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和7年7月4日(金)の午後5時まで。ただし、受付は午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除く。
- (2) 提出先 4(2)の担当部署と同じ
- (3) 提出方法 メール(housyokunou@office.pref.nara.lg.jp)で提出し、電話にて送付し

た旨を連絡すること。

- (4) 回 答 令和7年7月7日(月)までに、質問に対する回答を奈良県豊かな食と農の振興課ホームページにおいて公表する。

6. 参加表明書の提出

- (1) 提出期間 令和7年7月9日(水)の午後5時まで
ただし、受付は午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、
県の休日を除く。
- (2) 提出先 4(2)の担当部署と同じ
- (3) 提出物および提出部数
- ・様式1-① 参加表明書……1部
 - ・様式1-② 事業者概要……1部
 - ・様式1-③ 業務実績に関する書面…1部
(業務実績に係る契約書と仕様書等の写しを添付すること。)
- (4) 提出方法 持参または郵送(郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、
提出期限必着とする。)

7. 企画提案書の提出を依頼する者の選定

参加表明書を提出した者のうち、参加資格を有する者について参加表明書等を評価し、
企画提案書の提出を依頼する者として選定する。

- (1) 参加表明書を提出した者には、企画提案書の提出依頼または非選定の通知をする。
- (2) 非選定通知書を受けた者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して7日(県の休日
を除く)以内にその理由の説明を求められることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日(県
の休日を除く)以内に書面により行う。
- (4) 非選定理由の説明書請求の受付方法、場所及び受付期間は以下のとおりとする。
- ①受付方法 持参または郵送。(郵送の場合は簡易書留等の確実な方法による
ものとし、提出期限必着とする。)
 - ②受付場所 4(2)の担当部署と同じ
 - ③受付期間 上記(2)のとおり。ただし、受付は午前9時から正午まで、
午後1時から午後5時までとし、県の休日を除く。

8. 企画提案書の提出

- (1) 提出期間 令和7年7月23日(水)の午後5時まで
ただし、受付は午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、
県の休日を除く。
- (2) 提出先 4(2)の担当部署と同じ
- (3) 提出物および提出部数
- ①企画提案書(様式2-①) ……1部
 - ②業務に関する提案(様式2-②) ……正本1部、副本8部
正本の右肩にのみ、商号または名称を記載する。
下記「(5)提案の内容」について、具体的に記
載すること。
 - ③見積書………1部(様式自由)
業務全体に要する経費の内訳を記載した見積書を作成すること。

(4) 提出方法 持参または郵送。(郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。)

(5) 企画提案書の作成上の留意事項

- ①プロポーザルは業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。
- ②企画提案書は日本工業規格A4サイズで作成すること。
- ③正本の右肩の(商号又は名称)以外に、提出者を特定することができる内容の記述(具体的な社名やロゴマーク等)を記載しないこと。記載がある場合はその項目を無効とする。
- ④企画提案書の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法に拠るものとする。
- ⑤企画提案書の作成および提出に係る費用は、提出者の負担をする。
- ⑥提出された企画提案書は返却しない。なお、企画提案書を無断で他に使用しない。
- ⑦企画提案書がこの書面及び別添の様式に示された条件に適合しない場合は、無効とする。
- ⑧企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。
- ⑨企画提案書には業務の目的を踏まえ、次の事項について企画・提案が含まれるように記載すること。
 - 業務の実施体制
本業務を円滑に遂行するための体制を記載すること。
 - スケジュール
業務を円滑かつ確実に遂行するスケジュールを記載すること。
 - テスト販売について
ターゲット層を明確に示し、そこに訴求できる場所や時期等を記載すること。
 - 飲食店等での企画について
ターゲットを明確にし、企画を具体的に記載すること。調整する事業者等を記載すること。
 - 見積書
宛先は「奈良県食農部長」とすること。また、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること(各項目の単価が判断できる内容とすること)。

9. 企画提案書を特定するための評価基準

企画提案書の評価基準は別添1のとおり。

10. プレゼンテーションの実施

提案者は提出した企画提案書に基づき、プレゼンテーションを実施し、質問に答えるものとする。プレゼンテーションの実施日時、場所は以下のとおり。

(1) 実施日時 令和7年7月28日(月)

(2) 実施場所 奈良県庁内もしくは周辺施設の会議室。詳細は、後日提案者に対して通知する。

11. 受託者の特定

企画提案書を評価基準により審査し、最も高い評価を得た事業者を受託者として特定する。選定結果は奈良県豊かな食と農の振興課ホームページにて公表する。

12. 特定、非特定の通知

- (1) 企画提案書を提出した者には、特定または非特定を通知する。
- (2) 非特定通知書を受けた者は、非特定通知書の通知日の翌日から起算して7日（県の休日を除く）以内にその理由の説明を求めることができる。
- (3) 上記（2）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算し10日（県の休日を除く）以内に書面により行う。
- (4) 非特定理由の説明書請求の受付方法、受付場所及び受付期間は以下のとおりとする。
 - ①受付方法 持参または郵送。（郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。）
 - ②受付場所 4（2）の担当部署と同じ。
 - ③受付期間 上記（2）のとおり。ただし、受付は午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除く。

13. 契約の締結

11により選定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、10により順位付けられた提案者の上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

14. その他留意事項

- (1) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書を無効とする。
- (2) 企画提案書提出期限後における記載内容の変更（追加）は、原則として認めない。
- (3) 提出された企画提案書は、特定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することができる。
- (4) 提出された企画提案書およびその複製は、企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。
- (5) 企画提案書提出後であっても、契約の相手方として特定されるまでは、辞退することができる。また、辞退したことを理由として以後の特定等に不利益な取扱いを受けるものではない。
- (6) 提出された書類は返却しない。
- (7) この公募型プロポーザルへの参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- (8) 本業務内容は、協議により一部変更することがある。
- (9) 本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要であると認めるときは、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。
- (10) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱いは、次のとおりとする。
 - ①構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
 - ②本業務に関する著作権（製作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、そのすべて奈良県に帰属するものとする。
- (11) 本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注することとする。
 - ①奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
 - ②本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - (ア) 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基

準法第 11 条に規定する賃金をいう。以下同じ。) の支払を行うこと。

- (イ) 健康保険法第 48 条の規定による被保険者（同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - (ウ) 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - (エ) 雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。
 - (オ) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出を行うこと。
- ③本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。
- (12) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例、奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うこと。